短期入所・生活支援ショートステイ生活介護

運営規程

リバーサイド桃花苑ショートステイサービス

リバーサイド桃花苑ショートステイサービス運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　社会福祉法人青樹会が開設するリバーサイド桃花苑ショートステイサービス（以下「当施設」という。）が実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　当施設は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法の趣旨に従って適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　リバーサイド桃花苑ショートステイサービスの従業員は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、利用者の立場に立って指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

２　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第４条　名称及び所在地は次の通りとする。

（１）　名称　リバーサイド桃花苑ショートステイサービス

（２）　開設年月日　平成１４年４月１日

（３）　所在地　大分市大字曲字箕久保３２０番

（４）　電話番号　０９７-５０４-７６６６　ＦＡＸ番号　０９７-５６８－０６３３

（５）　管理者　　衞藤　航介

（６）　介護保険指定番号　４４７０１０２１４８

（従業者の職種、員数、）　（併設の特養５０床を含む）

第５条　従業者の職種、員数は次の通りであり、必置職については条例の定めるところによる。

１、管理者	１人
２、医師	１人以上
３、生活相談員	１人以上
４、介護職員	常勤換算方法で２０人以上
５、看護師又は准看護師	常勤換算方法で２人以上
６、機能訓練指導員	１人以上

７、栄養士又は管理栄養士　　１人以上
８、事務員　　１人以上
９、その他職員　　１人以上

（従業員の職務内容）
第６条　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。
（１）　管理者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に携わる従業員の管理、指導を行う。
（２）　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
（３）　看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等を行うほか、利用者の短期入所生活介護計画に基づく看護を行う。
（４）　介護職員は、利用者の短期入所生活介護計画に基づく介護を行う。
（５）　生活相談員は、利用者及びその家族から相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
（６）　機能訓練指導員は利用者の心身の機能の維持向上の訓練実施に際し指導を行う
（７）　栄養士又は管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査等及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
（８）　事務員は、財務、人事、庶務等事務全般の処理を行う。
（９）　その他職員は各担当職務に応じて、洗濯業務、当直業務、送迎業務、営繕業務を行う。

（利用者定員）
第７条　短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は、合計で１０人とする。

（指定短期入所生活介護の内容）
第８条　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次の通りとする。
利用者の心身の状況や病状、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくは家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るために、介護及び機能訓練その他必要なサービスを提供する。

（利用料その他の費用の額）
第９条　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合の額とする。
２、利用者が日常的に使用する下記の項目については、利用者の同意を得て別途実費を申し受ける。
①　食事の提供に要する費用　（別表のとおり）
②　滞在に要する費用　（別表のとおり）
③　日用生活品費の実費
④　教養娯楽材料費の実費

⑤　理美容代の実費
⑥　私物の洗濯代実費
⑦　入所者が選択する特別な食事の費用実費
⑧　本人の希望による遠方の病院受診等に関する送迎料金実費（燃料費）
⑨　貴重品の預り金
⑩　持ち込みの電気製品にかかる費用（電気代）１点につき５０円／日
⑪　複写物（コピー代）１枚につき　白黒：１０円、カラー：２０円
⑫　テレビレンタル費用：１日につき　２００円

（通常の送迎の実施範囲）

第１０条　大分市内範囲の送迎を行う。

（施設利用に当たっての留意事項）

第１１条　短期入所生活介護利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- 面会は、午前１０時３０分から午後３時３０分までとする。
- 消灯時間は、午後９時００分とする。
- 飲酒・喫煙は施設が提供する場合以外は原則としてできないこととし、喫煙は原則禁止とする。
- 火気の取扱は、管理者の指示に従うものとする。
- 設備・備品の利用は、大切に、管理者の認める範囲とする。
- 宗教活動は、自己の宗教活動に限るものとする。
- ペットの持込みは、できないものとする。
- 利用者の「営利行為、特定の政治活動」は、禁止する。
- 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（緊急時の対応方法）

第１２条　利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族等へ速やかに連絡する。また当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って下記の協力病院等他の機関を紹介する。

協力病院

・名称、住所　・おさこ内科・外科クリニック（内科、外科）
大分市田中町３丁目１５−１５
０９７−５４３−６６３３

・ハートクリニック　（内科、循環器内科）
大分市光吉台１７−２８０
０９７−５６８−５４４６

・くぼた高江クリニック（内科）　大分市高江南３丁目１−１
０９７−５５４−３２３０

・リバーサイド病院　　（精神科、神経科）大分市宮崎６－３
０９７－５６８－７９９１
・織部病院　　（内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科）
大分市田中町１丁目８－６２
０９７－５４４－２３７７
・だいかく病院　　（総合内科、循環器内科、整形外科）
大分市下郡山の手２－１８
０９７－５６９－８８６０

協力歯科医院　（訪問歯科）

・名称、住所　・訪問歯科　悠愛　　大分市寺崎町１丁目２-２９
０９７－５５８－８３０１

（非常災害対策）

第１３条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）　防火管理者には、事業所管理者を充てる。

（２）　火元責任者には、事業所職員を充てる。

（３）　非常災害用の設備点検は、契約保守業務者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（４）　非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（５）　火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の隊行に当たる。

（６）　防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

１　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・・・年２回
（うち１回は夜間を想定した訓練を行う。）

２　利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年１回

３　非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・随時

（７）　その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（８）

（職員の服務規律）

第１４条　職員は、関係法令及び諸規程を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（１）　利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。

（２）　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（３）　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第１５条　施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第１６条　職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人青樹会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第１７条　職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年２回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第１８条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

２　食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

３　栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。

４　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務）

第１９条　施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金をもとめるものとする。

（苦情の処理）

第２０条　施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（人権の擁護、虐待防止に関する事項）

第２１条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）施設内に虐待防止委員会を設置し、常時その防止に努める。

また、虐待防止委員会の委員長をその責任者とする。

虐待防止責任者　　衞藤　航介

（２）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（３）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、大分市長寿福祉課に通報するものとする。

（事故発生時の対応）

第２２条　施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

２　施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、対象とならない場合もあります。

３　事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

４　事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告書を作成し、分析を通じた改善策を施設職員に周知を図ります。

５　職員に対する事故発生を防止するための研修の実施・指針の整備・委員会の開催

６　組織的な安全対策体制の整備・事故発生の防止の安全対策担当者の設置

（記録の整備）

第２３条　当施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そのサービス提供日から５年保存します。

（１）　施設サービス計画

（２）　提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３）　身体拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（４）　利用者に関する保険者への通知に関する記録

（５）　苦情の内容等の記録

（６）　事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

（その他運営に関する重要事項）

第２４条　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

２　運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

３　短期入所生活介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人青樹会の理事会において定めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第２５条 施設は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に行うための、および非常時の体制に早期に移行するための業務継続計画（BCP）を策定し、これを確実に実施するものとする。

２ 施設は、従業者に対し、業務継続計画に基づいた研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に実施するものとする。

３ 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

附　　則

この運営規程は、平成１４年　４月　１日より施行する。

平成１５年　７月１６日改正
平成１５年１２月１６日改正
平成１６年　５月　１日改正
平成１７年　４月　１日改正
平成１７年１０月　１日改正
平成１８年　７月２３日改正
平成２１年１２月　１日改正
平成２３年１１月　１日改正
平成２５年１２月　１日改正
平成２７年　４月１６日改正
平成３０年　４月　１日改正
平成３０年　５月　１日改正
令和　元年　９月　１日改正
令和　元年１１月　１日改正
令和　２年　２月　１日改正
令和　２年　６月　１日改正
令和　３年　８月　１日改正
令和　３年１２月　１日改正
令和　４年　４月　１日改正
令和　５年　４月　１日改正
令和　６年　１月　１日改正
令和　７年　７月　１日改正
令和　８年１０月　１日改正

第９条関係（別表）

料　金　の　種　類	金　　額
食事の提供に要する費用	朝食４２０円 昼食５２５円 夕食６００円
食事の提供に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第１段階認定者 日額３００円以内 第２段階認定者 日額６００円以内 第３段階①認定者 日額１，０３０円以内 第３段階②認定者 日額１，３６０円以内
滞在に要する費用	多床室　９１５円／日 従来型個室　１，２３１円／日
滞在に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第１段階認定者 多床室　０円／日 従来型個室　３８０円／日 第２段階認定者 多床室　４３０円／日 従来型個室　４８０円／日 第３段階①認定者 多床室　４３０円／日 従来型個室　８８０円／日 第３段階②認定者 多床室　５３０円／日 従来型個室　９８０円／日